

2025（令和7）年度事業計画

1. 法人活動計画

【基本方針】

1. 公益社団法人として、行政および諸団体からの社会的な信用を高められるように取り組みます。
2. 協会会員数 2,500 名を目指し、ICTを使った情報発信を行う、魅力的な行事を開催する、協会の必要性を広く伝えていくなどで、組織力のある大きな協会にして、共生社会の実現に向けた明るい未来を創っていきます。
3. 手話施策推進法（仮）（2025 年中に成立予定）・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法・手話言語条例の情報、差別事例や合理的配慮の事例を収集し、法律に関わる運動をすすめます。
4. 府内全市町村で全国手話言語市区長会への加入を実現し、すべての市町村で手話言語条例制定を目指します。
5. 全日本ろうあ連盟創立 70 周年記念映画「咲む」を府内行政・学校など 148 ヶ所（2026 年 3 月までの計画）で上映会を開催します。
6. 旧優生保護法により被害を受けたろう当事者とその関係者を支援し、新しい被害者を掘り起こす取り組みをします。映画「沈黙の 50 年」を府民ひとりでも多くの府民に観てもらうなど優生思想を根絶する運動を展開し、正しい理解を広めます。
7. デフスポーツの拡充とデフスポーツ・サポーター制度登録者の増加を目指し、デフリンピックの認知度を向上する活動を展開し、府民に理解を広めます。東京 2025 デフリンピックに向けて、大阪府、府内全市町村と連携しながら一般財団法人全日本ろうあ連盟とともに活動をすすめます。
8. 災害に備えて、すべてのブロック・市町村で防災ネットワーク作りを目指し、大阪聴覚障害防災ネットワークを強化します。
9. 協会（大阪ろうあ会館、聴覚障害者情報提供施設）の各種事業が円滑に進むよう取り組み、財政基盤を強化します。
10. 役員の勉強・研修の場を増やし、役員の資質向上に取り組みます。
11. 主管事業である第 52 回近畿ろうあ者体育大会、第 41 回近畿ろうあヤングフェスティバルの成功を目指します。
12. 大阪府手話言語条例に基づく事業の充実を目指します。
13. 府内全市町村で手話通訳者全国統一試験を導入させるよう取り組み、手話通訳者の質を底上げします。

【各種会員拡大・普及の取り組み】

1. 2024年4月に堺市ブロックが設立されたことで、協会組織をさらに強化するとともに~~して~~会員拡大につなげます。
2. ろうあ青年に親しまれる協会を目指して、中心的な役割を担う若手の人材づくりを進めます。
3. ろう児・ろう学生とのつながりを強化するために行事・懇談会を開催し、会員拡大とこれからの協会を担う若い世代とつながりが作れるよう取り組みます。
4. 府内ろう学校同窓会とパイプと連携を作って、会員拡大につなげるよう取り組みます。
5. 「なかまの里」「あすくの里」「あいらぶ工房」「ほくほく」「なんなん」「けいけい」の健全な運営のため、社会福祉法人大阪聴覚障害者福祉会・後援会会員1,500名を目指します。
6. 日本聴力障害新聞購読者数1588名、季刊「みみ」購読者数744名の目標を達成するとともに、一般財団法人全日本ろうあ連盟出版物の普及をはかります。
7. 社会福祉法人全国手話研修センター後援会会員1,000名を達成するとともに、全国手話研修センターの主催事業である全国手話検定試験を継続的に開催するよう取り組みます。
8. 緊急災害時、ニュースなど手話・字幕で情報を確保できるアイ・ドラゴン4を日常生活用具給付として個人宅に設置、合わせて2023年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づいて公的施設、避難所、学校に設置する取り組みをし、450台普及を目指します。
9. 全日本ろうあ連盟がアジアのろう児・者を支援、連携を深める目的で取り組んでいるアジアろう児・者友好プロジェクト友の会の会員数100名を目指します。
10. 自主事業、大阪府委託事業（国際手話教室、難聴者のための手話教室、文化芸術講座、社会人向け手話講座など）を通じて会員拡大に取り組みます。
11. 盲ろう者が社会に参加しやすくなるように、大阪府が実施している盲ろう者通訳・介助者養成研修を啓発するなどに取り組んで、会員拡大につなげます。

【全国、大阪府、市町村での取り組み】

1. 一般財団法人全日本ろうあ連盟、近畿ろうあ連盟とともに、ろうあ運動・事業の発展に全力を挙げて取り組みます。
2. 共生社会が実現するよう、一般財団法人全日本ろうあ連盟、大阪障害フォーラム（ODF）、関係団体とともに取り組みます。
3. 協会が主催する三大行事（全大阪ろうあ者文化祭・大阪ろうあ者スポーツ大会・みみの日記念大会）、スポーツ、学習、交流など全ての行事、継続事業を成功させます。
4. 大阪府・市町村の専任手話通訳者と登録手話通訳者との連帯を深め、聴覚障害者等支援担当職員連絡協議会とのつながりを強化するとともに、大阪三団体としての活動を進めます。
5. 府内全市町村の手話言語条例制定をめざし、また制定された市町村も形だけで終わるのではなく、手話言語の普及など政策のアクションプランを起こすよう、地域の手話サークル・手話関

係者との連携をより一層深めます。

6. 全市町村でろうあ者が安心して利用できる災害対策マニュアルの作成、および災害時のネットワークづくりを進めます。
7. 全ブロックセンター設立の目標にそって、2025 年 4 月に開所された京阪聴覚障害者センターけいけいに続き、河内・大阪市ブロックにも開所できるよう、社会福祉法人大阪聴覚障害者福祉会、社会福祉法人大阪聴覚障害者福祉会・後援会とともに取り組みます。
8. 当会の 1983 年（昭和 58 年）度通常総会採択の特別決議「ろう学校で手話を正課に」に基づき、聴覚支援学校教員への手話講座に引き続き取り組むとともに、聴覚支援学校生徒、地域の学校（難聴学級）生徒へのろう教育の専門性が損なわれないよう整理し支援できるように取り組みます。
9. 学校の教員・保護者・関係者と連携し、早期療育訓練の存続をふくめ、聴覚障害児の豊かな成長を保障する教育の確立を目指します。
10. 新生児聴覚スクリーニング検査に対する補助（国）を府内全市町村で実現できるよう、特に手話言語条例制定市を中心に求めます。
11. 府内 4 つの聴覚障害者支援学校とつながりを深め、相互協力を強化していきます。
12. 2025 年の大阪・関西万博において向けて、手話言語による応対や視聴覚情報を保障できるように取り組みます。

【情報保障・手話通訳者拡大・手話講習会の取り組み】

1. 大阪府手話通訳者の研修、養成を行い、高度な専門性を持つ手話通訳者を増やします。
2. 大阪府手話通訳者養成講座、高校・大学・専門学校の手話講座の拡充のために引き続き、講師養成（目標 40 名）を推し進めます。
3. 大阪府手話通訳者養成講座の充実のために、手話奉仕員養成カリキュラムを全市町村で共通に実施して、手話通訳者の養成が段階的に進められるようにします。
4. 手話言語条例制定の市町村を中心に、ろうあ者が全ての市区町村で、いつでもどこでも誰とでも手話言語で会話ができるように、府全域での手話言語の普及を行政に働きかけ、事業に取り組みます。
5. 障害者総合支援法 78 条（都道府県地域生活支援事業）、同法 77 条（市町村地域生活支援事業）による意思疎通支援事業を充実させます。
 - ①国連の障害者権利条約、国の障害者基本法に明記された「手話は言語である」という観点に基づき、手話通訳者派遣事業の利用者負担が導入されないよう取り組みます。
 - ②全市町村の障害者福祉計画策定委員会、自立支援協議会など障害者に関する会議にろうあ者の代表が選ばれるよう働きかけます。
 - ③全ての市町村への手話通訳者の設置を実現させるとともに、設置されている手話通訳者の身分保障、待遇の改善、また複数配置を求めます。
 - ④各市町村で実施されている手話講習会（手話奉仕員養成講座）を充実させるとともに、講師の講義レベルアップおよび市町村内で手話ができる人を増やし、バリアフリー社会を目指す

とともに、大阪府手話通訳者養成講座の受講を働きかけます。

【大阪ろうあ会館、聴覚障害者情報提供施設の運営】

1. 大阪ろうあ会館の各種事業（大阪府指定管理業務、各市委託事業、自主事業）、地域活動支援センター「ほほえみ」の事業を社会福祉法人大阪聴覚障害者福祉会とともに発展させます。
2. きこえない・きこえにくい人が働きやすい職場が広がるよう、労働問題を追求するとともに、ワークライフ支援事業やジョブコーチ事業による労働相談を充実させます。
3. 重度重複ろうあ者・ろうあ高齢者・ろう児・ろう学生が安心して、心豊かな生活ができるように事業を推し進めます。
 - ①きこえない・きこえにくい人を含めた職員の介護福祉士資格取得を進めるとともに、居宅介護、訪問介護、介護予防の事業を推し進めます。
 - ②きこえない・きこえにくい人が文化・レクリエーション活動を通して健康で豊かな生活をおくるために、全市町村の協力で地域活動支援センター「ほほえみ」事業を拡充させます。
 - ③社会福祉法人大阪聴覚障害者福祉会の運営する「なかまの里」「あすくの里」「あいらぶ工房」「ほくほく」「なんなん」「けいけい」と連携して、ろうあ者の生活ニーズを掘り起こし、事業をひろげていきます。
 - ④障害支援区分や介護認定調査でろうあ者が不利益を受けないよう、調査項目の適正化やコミュニケーション保障などを厚生労働省に要求します。
 - ⑤介護保険改正にあたり、これまで障害福祉サービスを受けていたろうあ者や、一人暮らしのろうあ高齢者が不利益を被らないよう、厚生労働省、各市町村へ働きかけます。
 - ⑦大阪ろうあ会館の支所である守口障害者生活支援事業所、大東市障害者生活支援センター、大阪ろうあ会館玉造センターの事業を、地域協会とともに発展させます。
 - ⑧2021年度から始まったろうあ高齢者を支援するためのヘルパーを増やす介護員養成研修事業（自主事業）を地域協会とともに実施します。
 - ⑨聴覚障害者情報提供施設の機能を生かして、社会の状況など様々な情報を発信していきます。
4. 大阪市身体障害者団体協議会と連携し、大阪市在住の聴覚障害者の福祉が後退することのないよう、大阪市へ働きかけるなど取り組みます。
5. 役員と職員が一体となって、組織的な運動の取り組みと連携して、大阪ろうあ会館の事業の充実とともに、大阪の聴覚障害者福祉の発展をめざします。

2025 年度事業計画（本部管轄・大阪ろうあ会館運営委員会管轄）

公 1

1. 字幕入り映像ライブラリー事業（聴覚障がい者情報提供施設事業補助金）	
内 容	情報価値の高い映像作品に字幕又は手話が挿入されたビデオカセットテープやDVD等を聴覚障害者等に貸し出しを行う。
実施日時	（月～土）9:30～17:30
実施場所	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター
対 象 者	聴覚障害者および教育等の関係者、手話学習者等
貸出件数	100 件
周知方法	ホームページ、機関紙への掲載や折込、チラシ
課 題	・多くの映像作品をろうあ大阪の掲載・チラシの制作などで周知し、利用登録を増やすと同時に、貸出件数を増やす。
2. 情報化対応事業（聴覚障がい者情報提供施設事業補助金）	
内 容	障害者の孤立を防ぎ安全の確保を図るため、ホームページを用いて平常及び緊急情報発信し、字幕又は手話を挿入したDVD等を制作、独自手話映像も制作する。
実施日時	（月～金）9:00～17:30
実施場所	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター
対 象 者	聴覚障害者および行政等の関係者、大阪府民
制作本数	6 本
アクセス件数	3,000 件／月
周知方法	ホームページ掲載、会報掲載、チラシ配布
課 題	・撮影や編集など制作面でのスキルアップを図る。 ・WEB サイトのユーザービリティを高め、アクセス数を増やす。 ・みんなで観る会など映像の視聴機会で視覚情報を享受する機会を増やす。

公 2

1. 手話通訳者養成研修等事業（大阪府委託事業）	
内 容	厚生労働省認定手話通訳者養成カリキュラムに基づく手話通訳者養成 手話通訳者養成講師現任研修
実施日時	手話通訳者養成：3 コース（地域手話通訳者クラス、応用クラス、実践クラス） 地域手話通訳者クラス各 33 回、応用クラス各 34 回・実践クラス各 33 回、1 回 2 時間 手話通訳者養成講師現任研修：昼・夜 2 回
実施場所	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター、高槻市、豊中市、岸和田市、大阪狭山市、貝塚市、枚方市
対 象 者	手話通訳者を目指す者（初心者を除く）
利用人数	約 180 名
募集方法	大阪府及び当法人ホームページ掲載、チラシ配布（市町村窓口や公的施設など）で募集
課 題	・手話通訳者の養成カリキュラムを見直す。 ・講師を養成する。 ・講師の指導力の向上のための研修を実施する。
2. 手話奉仕員養成研修事業（守口市委託事業）	
内容	守口市在住・在勤・在学の 18 歳以上の方を対象に、聴覚障害者への接し方や基本的な手話の講習を行う。
実施日時	入門・基礎（全 40 回）、ステップアップ講座（全 10 回）
実施場所	守口市障がい者・高齢者交流会館
対象者	守口市在住・在勤・在学の 18 歳以上の方

利用人数	入門・基礎 15 名、ステップアップ講座 15 名
募集方法	守口市広報、ホームページ掲載等で募集
課 題	講師陣の力量を高め、スムーズに教室運営ができるためのシステム作り。
3. 手話通訳士受験事前学習事業（大阪府委託事業）	
内 容	講師研修及び手話通訳士受験者の実技と筆記試験のための学習
実施日時	午前、午後及び夜間
実施場所	手話通訳士受験者の実技と筆記試験のための学習：大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター
対 象 者	手話通訳者
利用件数	技術 10 回のべ 240 名受講 学科 2 回のべ 26 名受講 模擬試験 1 回のべ 20 名
周知方法	ホームページ掲載、チラシ配布で募集
利用方法	・手話通訳士の合格者の増加。
課 題	講師研修及び手話通訳士受験者の実技と筆記試験のための学習
4. 手話通訳事業（大阪府・複数市委託・自主事業）	
内 容	市役所・団体などの要請により様々な分野・場所に手話通訳者が出向き、聴覚障害者・聴者に手話通訳をする。なお大阪府委託事業による手話通訳派遣は専門性が高い内容や広域派遣を中心とする。
実施日時	365 日 9:00～21:00
実施場所	市役所・自宅・公私のホール・教育機関・医療機関・事業所、競技場など、生活上で手話通訳を必要とする場所
対 象 者	聴覚障害者および手話通訳を必要とする健聴者
利用件数	延べ 5,500 人派遣
周知方法	ホームページ掲載、パンフレット配布、契約市町村の広報による
利用方法	来館・電話・ファクス等による申込み
課 題	・日中（特に平日）動ける登録通訳者の増員通訳技術のスキルアップ ・大阪府手話通訳者派遣事業の周知 ・派遣コーディネーターの人員確保とスキルアップ ・経費削減
5. 手話通訳活動促進事業（聴覚障がい者情報提供施設事業補助金）	
内容	意思疎通が困難なろうあ者と聴者とのコミュニケーションを成立させる。
実施日時	（月～金）9:00～21:00 （土）9:00～17:30 但し、緊急時は日時拡大
実施場所	市役所や年金事務所等行政機関や病院・学校等公的施設・自宅・当法人相談室等を含む、コミュニケーション支援を必要とする場所
対象者	コミュニケーション難度の高い聴覚障害者および聴者
人数	多数
周知方法	大阪府内各市町の聴覚障害者団体・手話サークル等と連携し事業周知を図ると共に、ホームページ掲載、チラシ配布
利用方法	来館・電話・ファクス・メール・ビデオ通話等による申込み
課 題	・事業の周知と手話通訳・相談員の技能向上 ・行政、関係機関等との連携強化

公 3	
-----	--

1. 障害者相談支援事業・障害者基幹相談支援センター事業（守口市委託事業）	
内容	相談支援事業は、守口市内の障害者等家族に対して、相談支援専門員等の資格を有する職員が生活上の様々な相談や支援を行う他、障害当事者によるピアカウンセリングを実施する。 基幹相談支援センター事業は、社会福祉士や相談支援専門員等の資格を有する職員が、専門的・総合的な相談支援を実施する。また地域の相談支援事業所への助言や人材育成の支援を行い、地域の関係機関と連携しネットワークの構築に努め、障害者自立支援協議会の事務局としての機能も担う。
実施日時	（月～金）9:00～17:30

実施場所	市役所・当事者の自宅・障害福祉サービス事業所・医療機関・当事業所相談室のほか問題の解決や支援に必要な場所
対象者	障害者及び家族等
利用件数	2,000 件
周知方法	守口市広報、ホームページ掲載、パンフレット配布
利用方法	来館・電話・ファクス等による申込み
課 題	・いつでも気軽に相談できる体制と職員の相談力の向上を図る。 ・基幹業務について、行政と共通認識を持つための協議を進める。 ・市内の各関係機関（介護関連、包括 C、医療機関、相談支援事業所、CSW 等）との連携の強化を図る。
2. 障害者相談支援事業・障害者相談支援機能強化事業・基幹相談支援センター事業（大東市委託事業）	
内容	大東市内在住の障害者等、家族に対して生活上の様々な相談や障害支援区分認定調査を関係機関と連絡調整を図り実施する。相談の対応は「社会福祉士」、「相談支援専門員」の資格を有する当法人の職員が行う。また基幹相談支援センター事業は、生活上の様々な相談及び虐待に関する相談等を、関係機関と連絡調整を図り実施する。なお虐待等については平日の 9 時から 17 時 30 分受け付ける。
実施日時	（月～金） 9:00～17:30
実施場所	大東市障害者生活支援センター他
対象者	大東市内に居住する障害者・家族等
利用件数	5,100 件
周知方法	大東市広報、ホームページ掲載、パンフレット・チラシ配布
利用方法	来館・電話・メール・ファクス等による申込み
課 題	・ニーズの掘り起こし(家族が背負い込み、まだサービス利用や相談機関に繋がっていないケースや病院・施設に入院・入所しているケース等) ・地域の各関係機関との更なる連携強化(介護保険関連機関・医療機関・各相談支援事業所・CSW等)
3. 障害児相談支援事業（大東市委託事業）	
内容	大東市内在住の障害児等、家族に対して生活上の様々な相談を関係機関と連絡調整を図り実施する。相談の対応は「社会福祉士」、「相談支援専門員」の資格を有する当法人の職員が行う。
実施日時	（月～金） 9:00～17:30
実施場所	大東市障害者生活支援センター他
対象者	大東市内に居住する障害児・家族等
利用件数	1,500 件
周知方法	大東市広報、ホームページ掲載、パンフレット・チラシ配布
利用方法	来館・電話・メール・ファクス等による申込み
課 題	・ニーズの掘り起こし ・地域の各関係機関との更なる連携強化
4. 聴覚障がい者生活支援事業（大阪府補助事業） ※平成 25 年度までろうあ者生活指導事業	
内容	不就学などで生活基盤が軟弱な聴覚障害者に対して、市町村や専門機関と連携し、多分野に亘り問題解決に至る様々な相談をする。相談の対応は「社会福祉士」の資格を有する当法人の職員が行う。
実施日時	（月～金） 9:00～21:00 （土） 9:00～17:30 必要に応じて日時拡大
実施場所	市役所窓口、年金事務所、消費者生活センター、自宅、ろう重複障害者施設、老人ホーム、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター相談室など
対象者	大阪府内に居住し、もしくは勤務、在学する聴覚障害者
利用件数	300 件
周知方法	ホームページ掲載、パンフレット配布
利用方法	来館・電話・ファクス、メール、ビデオ通話等による申込み
課 題	・事業の周知とろうあ者相談員の技能向上 ・行政、関連機関等との連携強化

	・アウトリーチの促進と社会資源の開発
5. 聴覚障害者相談支援事業	
内容	聴覚障害当事者や家族等に対して、相談支援専門員等の資格を有する職員が生活上の様々な相談や支援を行う他、聴覚障害当事者によるピアカウンセリングを実施する。
実施日時	(月～金) 9:00～21:00 (土) 9:00～17:30
実施場所	当事者の自宅・障害福祉サービス事業所・医療機関・当事業所相談室のほかに問題の解決や支援に必要な場所
対象者	聴覚障害者及びその家族等
利用件数	400 件
周知方法	ホームページ掲載、パンフレット配布
利用方法	来館・電話・ファクス、メール、ビデオ通話等による申込み
課 題	・聴覚障害者に対応できるサービス事業者の確保 ・相談支援専門員の資質向上

公4	
----	--

1. 地域活動支援センター事業（大阪市及び複数市委託事業）	
内容	個々のレベルに応じた創作的活動の機会の提供、地域社会との交流の促進
実施日時	(月～金) 10:00～15:00、月に1回 (土) 10:00～15:00
実施場所	大阪ろうあ会館玉造センター及び公共施設他
対象者	身体障害者手帳を持つ聴覚障害者
利用件数	3,250 件 複数市 900 件
周知方法	ホームページ掲載、パンフレット・ビラ配布
利用方法	来館・電話・ファクス等による申込み
課 題	・利用者が日中活動しやすい環境整備をする。 ・常に新しい情報収集をし、幅広い年齢層の利用者の要望に対応できる企画の発想展開をしていく。 ・新しい利用者の確保と各市への宣伝・訪問を積極的に取り組み、機関紙やHP活用や文化祭などで宣伝を積極的に取り組む。
2. 地域活動支援センター事業（大東市委託事業）	
内容	創作的活動の機会の提供、地域社会との交流の促進
実施日時	(月～金) 9:00～17:30
実施場所	大東市障害者生活支援センター及び公共施設他
対象者	障害者（主に身体障害者）
利用件数	1,800 人
周知方法	大東市広報、ホームページ掲載、パンフレット・チラシ配布
利用方法	来館・電話・ファクス等による申込み
課 題	・新規利用者の確保のために固定企画以外の企画計画 ・地活が無い日もセンターに来やすい雰囲気づくり

公5	
----	--

1. 聴覚障がい者等ワークライフ支援事業（大阪府委託事業）	
内容	職場での上司や同僚との面談の通訳・支援。求職者の相談や必要な機関への同行援助。労務管理上や労働関係機関への労働通訳同行等。
実施日時	(月～金) 9:00～17:30 木、金は 21:00 迄担当者が在館
実施場所	企業・各事業所、関係機関、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等
対象者	聴覚障害者・同僚・雇用者
利用件数	800 件
周知方法	・大阪府内各市町の聴覚障害者団体、ハローワーク、就業・生活支援センター等と連携し事業周知を図るとともに、ホームページ掲載、労働のしおり、チラシ配

	布 ・大阪府商工労働部のメールマガジンに掲載 ・大阪労働局主催の就業・生活支援センターとの連絡会議にて周知 ・ハローワーク職員研修にて周知
利用方法	来館・電話・ファクス・労働グループLINE 等による申込み
課 題	・障害者就業・生活支援センターや就業移行支援事業所との連携を増やす ・聴覚障害者を雇用している事業所への周知と聴覚障害当事者への周知 ・就職活動を行っている聴覚障害学生への周知 ・ワークライフ支援事業を担う人材の確保 ・予算増額の要望のためにもワークライフ支援事業の重要性を訴え続ける ・早期に国の制度への移行を目指す
2. 障害者委託訓練事業（大阪府委託事業）	
内容	パソコン実務講座と就職、職場の対応などの社会参加のためのマナー講座
実施日時	2024 年度は休止
実施場所	—
対象者	聴覚障害者
募集人数	—
募集方法	会報、大阪府内各市町の聴覚障害者団体・手話サークル等にチラシ配布、ホームページ掲載、手話協力員等を通じてハローワークへ周知等で募集
課 題	・事業の周知 ・内容の見直し
3. 雇用保険法による訪問型職場適用援助者（ジョブコーチ）による支援事業	
内容	聴覚障害者を初めて雇用する事業所への支援と職場定着に課題の多い聴覚障害者・重複聴覚障害者への支援計画策定・現場での職場定着支援
実施日時	依頼日時に合わせて実施
実施場所	企業・各事業所・障害者職業センター等
対象者	聴覚障害者・同僚・雇用者
利用件数	240 件／20 名
周知方法	大阪府内各市町のハローワーク・就労支援機関・聴覚障害者団体等と連携し事業周知を図ると共に、ホームページ掲載、労働のしおり・チラシで周知
利用方法	来館・電話・ファクス等による申込み
課 題	・ジョブコーチの活用が職場定着に効果があることの周知 ・ジョブコーチ同士の情報共有、支援の経過や定着に向けての方策等を深く話し合える時間を設ける ・障害者職業センターのジョブコーチや他の支援機関との連携 ・有期的な支援であるため、終了後の支援継続のため、ワークライフ支援事業や聴覚障害者が活用できる社会資源との連携
4. 障害者介助等助成金（手話通訳担当者の委嘱助成金）（制度活用自主事業）	
内容	職場での会議・面談・朝礼昼礼・研修・行事等の労働手話通訳費用の助成制度
実施日時	依頼日時に合わせて実施
実施場所	企業・各事業所
対象者	聴覚障害者・同僚・雇用者
利用件数	23 社
周知方法	大阪府内各市町の聴覚障害者団体、ハローワーク等と連携し事業周知を図ると共に、ホームページ掲載、労働のしおり・チラシ配布
利用方法	来館・電話・ファクス等による申込み
課 題	・法改正により 2024 年度から利用期間や助成金の上限額等が拡充されたことを周知し利用促進を図る ・通訳依頼がある事業所へ合理的配慮の手段として活用してもらえるように働きかける ・職場での情報保障につながる事を聴覚障害者と事業所に対し、問題発生時だけでなく、入社時に重点的に周知することが必要

5. 手話協力員制度（制度活用自主事業）	
内容	公共職業安定所内・聴覚障害者の採用面接場所（会場）、企業・各事業所等採用直後の安定を図る労働手話通訳
実施日時	依頼日時に合わせて実施
実施場所	公共職業安定所・企業・各事業所
対象者	聴覚障害者、事業所
利用件数	950 件（窓口、面接、職適、合同面接会、職安面接会等）
周知方法	大阪府内各市町の聴覚障害者団体・手話サークル等と連携し事業周知を図るとともに、ホームページ掲載、労働のしおり、チラシ等配布
課 題	・求職者（仕事探し）と雇用保険受給者（失業給付）だけの利用に止まらず、採用後の職場定着、問題解決のためにもハローワークで相談ができることを周知していく ・労働に関する様々な法律や制度を知ることが必要 ・手話協力員とハローワーク職員との関係性をより良くしていくことで、聴覚障害者にとって有効な様々な制度活用に繋がるように働きかける

公 6	
-----	--

1. 生活行動訓練事業（大阪府委託事業）	
内容	中途失聴者・難聴者対象の手話講習会
実施日時	5 月～1 月 全 17 回
実施場所	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター
対象者	大阪府内在住の中途失聴者・難聴者
参加人数	のべ 300 名／年
募集方法	大阪府内各市町の聴覚障害者団体・手話サークル等と連携し事業周知を図ると共に、ホームページ掲載、チラシ配布で募集
課 題	・受講生より回数増と内容のレベルアップの要望が出ているため、要望に応えられるよう努力する
2. 文化芸術・教養等事業（大阪府委託事業）	
内容	文化芸術講座…創作作品づくり 国際手話教室…入門コース、中級コース、通訳コース
実施日時	文化芸術講座…8 月～10 月 全 5 回 国際手話教室…入門コース 8 回、中級コース 9 回、通訳コース 5 回、特別講座 1 回
実施場所	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター、大阪府内の公共施設
対象者	大阪府内在住・在勤の聴覚障害者
参加人数	のべ 400 名／年
募集方法	会報、ホームページ掲載、チラシ配布（各市町村の福祉事務所に送付）で募集
課 題	・文化祭、共に生きる障害者展などへの展示（文化芸術講座） ・開催回数の見直し（国際手話教室） ・後継講師の育成（国際手話教室）
3. 生活訓練等事業（守口市委託事業）	
内容	守口市内の聴覚障害者に対して、社会生活力を高めるための講演会を行う。
実施日時	2 回／年
実施場所	守口市障害者・高齢者交流会館
対象者	守口市内在住・在勤の障害者等
参加人数	50 名
周知方法	守口市広報、ホームページ掲載、パンフレット・チラシ配布
利用方法	来館・電話・ファクス等による申込み
課 題	・障害者の現状に合った講座を企画する。 ・多くの障害者に事業を知ってもらうための広報活動の強化。
4. 本人活動支援事業（大東市委託事業）	

内容	視覚・肢体・聴覚障害の当事者が企画した内容の実施
実施日時	1 回／年
実施場所	大東市障害者生活支援センター
対象者	視覚・肢体・聴覚障害者
参加人数	30 名
周知方法	大東市広報、ホームページ掲載、パンフレット・チラシ配布
利用方法	来館・電話・メール・ファクス等による申込み
課 題	・市民に障害とは何かを呼びかけられるような案作り及び、広報・周知の強化
5. 芸術・文化講座開催等事業（大東市委託事業）	
内容	障害者の要望に応じたテーマに沿って、聴覚障害者および視覚障害者による講演等を実施
実施日時	5 回／年
実施場所	大東市障害者生活支援センター
対象者	視覚障害者・聴覚障害者
参加人数	50 名
周知方法	大東市広報、ホームページ掲載、パンフレット・チラシ配布—
利用方法	来館・電話・メール・ファクス等による申込み
課 題	・それぞれの障害にあわせた企画作り及び、広報・周知の強化
6. 社会人向け手話講座（大阪府委託事業）	
内容	聴覚支援学校教員向け講座 難聴学級教員や社会人向け講座
実施日時	聴覚支援学校教員向け講座：5～3 月、聴覚支援学校 4 校で全 45 回予定 中央聴覚支援学校 10 回、生野聴覚支援学校 5 回、堺聴覚支援学校 8 回、だいせん聴覚高等支援学校 22 回 難聴学級教員や社会人向け講座：全 3 回予定
実施場所	聴覚支援学校教員向け講座：聴覚支援学校内 難聴学級教員や社会人向け講座：大阪府内施設等
対象者	大阪府内の聴覚支援学校教員、また聴覚支援学校を除く教員や社会人
参加人数	聴覚支援学校教員向け講座：15～20 人 難聴学級教員や社会人向け講座：15～20 人（オンライン併用）
周知方法	大阪府内の聴覚支援学校や聴覚障害児が通う学校などに向けて団体・手話サークル等と連携し事業周知を図ると共にホームページ、チラシ等で周知
利用方法	来館・電話・ファクス等による申込み
課 題	・講師、受講者の確保
7. 成人学校開催事業（自主事業）	
内容	時事問題や福祉制度、医療問題など幅広いテーマでの講演
実施日時	9 月～1 月 全 13 回
実施場所	大阪府内の公共施設
対象者	大阪府内在住の聴覚障害者
参加人数	のべ 200 名／年
周知方法	大阪府内各市町の聴覚障害者団体・手話サークル等と連携し事業周知を図るとともに、ホームページ掲載、チラシ配布（各市町村の福祉事務所に送付）
課 題	・成人学校のことを浸透させるため PR にもっと工夫が必要 ・会場を早目に予約して長期的な計画を立てる ・謝金、手話通訳費や印刷費などの経費を出来るだけ抑える
8. 手話講習事業（自主事業・守口市・大東市委託事業）	
内 容	厚生労働省認定手話奉仕員養成・手話通訳者養成カリキュラムに基づく指導。
実施日時	手話講習事業：9:00～21:00 で依頼者の希望日時
実施場所	依頼者指定場所
対 象 者	市町村の手話奉仕員、行政職員、保護者、一般社会人、学生など
参加人数	60 件のべ 2,500 人
周知方法	大阪府内各市町の聴覚障害者団体・手話サークル等と連携し事業周知を図ると共

	に、ホームページ・ビラ等で周知
課 題	・研修を通して依頼の内容に応じた指導ができるように、講義のカリキュラム・指導方法について講師と情報を共有する。
9. 手話講演事業（自主事業）、障害者理解促進事業（大東市委託事業）	
内 容	手話講演事業：依頼者の要望に応じたテーマに沿って、聴覚障害当事者や手話通訳者による講演等を実施。障害者理解促進事業：依頼者の要望による出前講座や連続講座開催。 障害者理解促進事業：市民対象に講演会等を実施して、障害者に対する理解促進を図る。
実施日時	9：00～21：00 で依頼者の希望日時、15～20 講座／年の連続講座。
実施場所	依頼者指定場所、連続講座は研修・会議室
対 象 者	市町村の手話奉仕員・手話通訳者、障害者指導員、一般社会人、学生など
参加人数	20～100 名／1 回 守口市：出前講座（訪問啓発型）60 件、募集啓発型講座 5 回 大東市：80 名（講演会）
周知方法	大阪府内各市町の聴覚障害者団体・手話サークル等と連携し事業周知を図ると共に、ホームページ・ビラ等で周知ホームページ掲載、チラシ配布
課 題	・事業向上のための分析と検討をする。 ・講演事業の周知を強化する。
10. 講師養成（自主事業）	
内 容	講師研修、手話奉仕員養成担当講師連続講座
実施日時	午後及び夜間
実施場所	講師研修：全国手話研修センター
対 象 者	手話通訳者養成担当講師、手話奉仕員担当講師、手話通訳者
参加人数	講師研修 のべ 100 名 連続講座：7 回延べ 210 名受講
募集方法	ホームページ掲載、チラシ配布で募集
課 題	・奉仕員養成担当講師連続講座の実施状況の分析と今後の講座充実に向けた対策。
11. 全大阪ろうあ者文化祭	
内容	舞台：「平和の火」点火式、演芸、和太鼓、福引き等 展示：作品展、戦争展、活動展、福祉機器の展示等 模擬店：飲食コーナー、バザーコーナー、書籍普及等 その他：占い等
実施日時	10 月 26 日（日）
実施場所	大阪市長居障がい者スポーツセンター
対象者	聴覚障害者・盲ろう者、手話関係者、一般府民
参加人数	約 1,000 人
周知方法	大阪府内各市町の聴覚障害者団体・手話サークル等と連携し事業周知を図ると共に、ホームページ掲載、チラシ配布
課 題	・盲ろう者でも楽しめるような企画内容の見直し
12. 大阪ろうあ者スポーツ大会	
内容	大阪府内 5 ブロック対抗競技・応援合戦
実施日時	8 月 3 日（日）
実施場所	大阪府内の公共施設
対象者	在宅の聴覚障害者・施設入所の重複聴覚障害者、手話関係者、一般府民
参加人数	約 350 人
周知方法	大阪府内各市町の聴覚障害者団体・手話サークル等と連携し事業周知を図ると共に、ホームページ掲載、チラシ配布
課 題	・実行委員会体制と要員との連携 ・競技説明、得点表示等進行の見直し
13. 成人式	

内容	式典
実施日時	1月11日（日）
実施場所	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター
対象者	新成人の聴覚障害者
参加人数	30～35名／年
周知方法	大阪府内各市町の聴覚障害者団体・手話サークル等と連携し事業周知を図るとともに会報、ホームページ掲載、ビラ等で各市町村の広報、聴覚支援学校への協力依頼
課 題	・インテグレーションで一般校にいるろうあ者新成人の情報収集

収 1	
-----	--

1. 居宅介護事業（自主事業）	
内容	若年重複聴覚障害者が、居宅生活を営むことができるよう、意思疎通ができる「介護福祉士・ホームヘルパー養成研修1級～2級課程修了者」の当法人職員が支援を行う。
実施日時	（月～土）9:00～17:30
実施場所	利用者居宅
対象者	若年重複聴覚障害者
利用件数	2,500 時間
周知方法	ホームページ掲載、パンフレット・チラシ配布
課 題	・利用者とのコミュニケーションの幅を広げる ・利用者のペースに合わせた自立を支援する
2. 居宅介護支援・予防介護支援事業（自主事業）	
内容	居宅介護支援・予防介護支援を行い、大阪府内に在住する聴覚障害高齢者が居宅で自立した日常生活が営めるよう支援する。
実施日時	（月～土）9:00～17:30
実施場所	利用者宅・介護施設・病院等
対象者	聴覚障害高齢者
利用件数	900 件
周知方法	ホームページ掲載、パンフレット・チラシ配布
課 題	・ケアマネの高齢化により今後のケアマネ体制に不安がある。 ・ろう高齢者の専門性ある実践例を地域、外部機関に周知していく。 ・在宅生活を支える地域でのネットワークを構築し関係機関との連携の強化を図る。
3. 訪問介護事業（自主事業）	
内容	訪問介護を行い、大阪府内に在住する聴覚障害高齢者が居宅で自立した日常生活が営めるよう支援する。
実施日時	（月～土）9:00～17:30
実施場所	利用者居宅
対象者	聴覚障害高齢者
利用件数	4,500 時間
周知方法	ホームページ掲載、パンフレット・チラシ配布
課 題	・介護員の質の向上 ・利用者の多様なニーズに適切な対応ができるようにする ・介護員の高齢化、退職に伴い介護員が不足している
4. 移動支援事業（大阪市・複数市委託事業）	
内容	目的地往復の安全な移動支援をおこなう。手話会話が可能な有資格の当法人の職員が行う。
実施日時	（月～土）9:00～17:30
実施場所	利用者居宅～利用施設、利用目的地など
対象者	聴覚障害者

利用件数	450 時間
周知方法	ホームページ掲載、パンフレット・チラシ配布
課 題	・本人に情報を提供し、選択の幅を広げる ・本人のペースに合わせた支援
5. 介護員養成研修事業（自主事業）	
内容	若年重複聴覚障害者、高齢聴覚障害者への介護員の養成
実施日時	7 月～8 月 130 時間
実施場所	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター
対象者	大阪府内在住の介護業務をめざす聴覚障害者、手話のできる聞こえる人
受講者数	20 名
周知方法	ホームページ掲載、パンフレット・チラシ配布
課 題	・手話が通じる介護員の増員

収 2	
-----	--

1. 書籍普及事業	
内容	障害理解促進を図るため、小学生から社会人を対象とした啓発書籍や手話単語・手話文・手話解説等の書籍の刊行・普及
実施日時	（月～金）9：00～21：00 （土）9:00～17:30 障害者の行事・大会等に応じて日時拡大
実施場所	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター、手話講習会開催場所、行事实施場所
対象者	大阪府民
普及件数	4,000 冊／年
周知方法	会報、ホームページ掲載
課 題	・ろうあ者・ろうあ運動・ろうあ者問題の理解の普及に結びつく手話の本・理論書をみてわかる工夫をしながら普及する

他 1	
-----	--

1. 幹部研修会	
内容	幹部研修会を実施することにより、地域で散発している事例を集約し、直面する課題・行動のあり方等を論議し、会員・非会員への対面周知による被害防止等の生活防衛を図る事業
実施日時	7 月 26 日（土）・27 日（日）
実施場所	大阪府内
対象者	各市町村・各区聴覚障害者団体の三役、当法人役員・職員
人数	約 100 名
募集方法	会報、チラシ配布で募集
課 題	・福祉制度に関する知識を高める ・一般会員との関係を強くして、一緒に運動できるようにする ・役員がいろいろな課題を解決できる力を身につける
2. みみの日記念大会	
内容	みみの日記念大会を実施することにより、「時の人の生き方」を学び意欲の高揚を図る事業
実施日時	3 月第 1 日曜日
実施場所	大阪府内の公共施設
対象者	当法人会員・手話関係者
人数	約 700 名
募集方法	会報、ホームページ掲載、チラシ配布で募集
課 題	・魅力ある講師えらび ・参加者の確保

3. 大阪ろうあ者「敬老の日」記念大会	
内容	高齢聴覚障害者福祉大会を実施することにより、高齢者問題等の外部発信と明日の活力を支援する事業
実施日時	9月17日（水）
実施場所	大阪府内の公共施設
対象者	当法人高齢者会員、その他関係者
人数	約150名
募集方法	会報、ホームページ掲載、チラシ配布で募集
課 題	・参加対象者への周知
4. 会報発行事業	
内容	会報「ろうあ大阪」の発行。毎月1日（A4版16～24ページ）点字会報13部発行12回／年
実施日時	毎月1日発行
実施場所	当法人事務所
対象者	当法人会員、大阪府外の聴覚障害者、行政機関、都道府県聴覚障害者協会、聴覚障害関係団体、全国の情報提供施設、購読料を納めている聴者
部数	2,000部／月
課 題	・内容の充実 ・紙面レイアウト技術の向上